

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年9月20日付け4避第548号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）について、当審査会は次のように判断する。

- 1 「採択事業別の金額が分かる部分」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 2 「不採択事業に係る部分」のうち、「市町村名（都道府県名）」及び「都道府県」（以下「所在地」という。）並びに「申請上限額」及び「補助申請上限額」（以下「上限額」という。）を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 3 「不採択事業に係る部分」のうち、「申請者名」、「応募者」、「応募事業者」及び「団体名」（以下「事業者名」という。）並びに「事業名」を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年9月6日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「①福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金（2021年度分及び2022年度分）の採択結果（採択事業、団体名、金額、事業概要を含む文書）、②福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金（2021年度分及び2022年度分）の採択結果（採択事業、団体名、金額、事業概要を含む文書）」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、開示決定とした「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金採択事業一覧（令和3、4年度）、福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金採択事業一覧（令和3、4年度）」及び本件処分の対象となった「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金審査結果（令和3、4年度）、福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金審査結果（令和3、4年度）」の公文書（以下「対象公文書」という。）を特定し、令和4年9月20日付けで、対象公文書に記録されている情報のうち「採択事業別の金額が分かる部分及び不採択事業に係る部分」（以下「本件不開示部分」という。）を条例第7条第3号に該当するとして不開示とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年12月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和5年6月30日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、令和5年7月6日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、全部開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第3号アの「おそれ」について

ア 条例第7条第3号アは、非開示とすることができる事業に関する情報について、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定めている。しかし、実施機関が抽象的なおそれの存在を認めたからといって直ちに非開示情報に該当するものではなく、当該情報を開示することによって正当な利益が損なわれる蓋然性が具体的に認められることを要すると言ふべきである（最高裁平成11(行ヒ)50）。

イ 本請求文書を開示したからといって、法人の正当な利益が損なわれるとは言えない。

(2) 採択事業別の金額が分かる部分について

ア 一部非開示とされた情報は、採択事業別の金額が分かる部分及び不採択事業に係る部分である。

イ 採択事業別の金額は、団体が受けることのできる交付額を示すものであり、当該法人の正当な利益が損なわれるとは考えられない。そもそもNPO法人であれば、特定非営利活動促進法に基づき、計算書類を含む事業報告書等を事務所に備え置き閲覧に供することが義務づけられているとともに、所管庁に提出された事業報告書等は公開される（同法第28条、第28条の2、第29条、第30条）。したがって、受領した補助金額は秘密にされるべき情報ではない。

(3) 不採択事業に係る部分について

ア また、不採択事業に係る部分は、そもそも開示請求文書に含まれていなかった。

イ だが、当該「心の復興事業」に係る補助金は、2022年度の募集において、福島県は例年になく多数の応募者を不採択としており、選定過程の情報を明らかにすることこそ、補助金事業の透明性を確保するために必要だろう。したがってこの部分についても非開示決定の取り消しを求める。

(4) 公金の支出等に関する情報について

ア そもそも、本件開示請求対象文書は、「福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金」及び「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金」の採択結果である。すなわち、補助金をどの団体の事業に、いくら交付するかを一覧にしたものに過ぎず、これらは財政民主主義の原則に照らして当然公開されなければならない情報である。とりわけ普通地方公共団体にあつては、住民による監査請求及び住民訴訟が権利として認められているのであり（地方自治法第242条、第242条の2）、その前提として公金の支出等に関する情報は公開されていなければならない。

イ また、本件文書は、採択結果のみであつて、関係する団体の内部情報は含まれ

ていない。

(5) 資金の流れの透明化について

ア 当該補助金は、国の東日本大震災復興特別会計から福島県に対して交付される被災者支援総合交付金を財源として、福島県がNPO法人等を対象に事業募集し、交付対象事業者、事業内容及び交付額を決定したものである。

イ ところで、東日本大震災復興基本法は次のとおり定め、資金の流れの透明化を求めている。

(復興に係る国の資金の流れの透明化)

第9条 国は、被災者を含めた国民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。

(6) ホームページでの公開について

ア 実際、国から復興財源として地方公共団体に交付されてきた東日本大震災復興交付金の制度要綱は次のように定め、事業計画等の公表を義務づけており、福島県を含む地方公共団体は復興交付金事業の計画・進捗状況・実績を当該団体のホームページに掲載して公表してきた。

(東日本大震災復興交付金制度要綱)

第10 復興交付金事業計画の実績等に関する評価及び公表

- 1 復興交付金事業計画の公表
- 2 復興交付金事業計画の進捗状況の報告及び公表
- 3 復興交付金事業計画の実績に関する評価及び公表
- 4 公表の方法

特定市町村又は特定都道府県は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

イ 本件開示請求対象とした被災者支援総合交付金についても、復興庁が「心の復興事業」を募集するに当たっては、下記募集要綱のとおり、採択結果を公開する旨述べかつホームページ上で公開している。

「被災者支援総合交付金被災者支援総合事業「心の復興」事業（復興庁交付分）の募集について（令和4年度第1回）」（令和4年1月4日 復興庁）

12. その他

事業の採択結果については、ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により広く公開します。また、採択された事業計画書、収支予算書、実施状況、実績報告書等についても同様の取扱いとする場合があります。

ウ また、福島県も2020年度までは、採択結果を事業者名・事業名・交付額及び事業概要とともに、県のホームページに掲載して公表していた。

現在、この情報は福島県のホームページからは削除されているが、国立国会図書館のWAR P (Web Archiving Project) のページには掲載され公開されている。

エ 国の補助金を用いて福島県が市民活動団体等に交付する類似の事業として、内閣府の補助金を用いて福島県文化振興課が担当する「地域づくり総合支援事

業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）」がある。この事業については、補助対象事業の事業計画書等も県のホームページ上に掲載・公表されている。

(7) 結論

以上の事実から、本件文書を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」ことはない結論できる。したがって、実施機関が言う非開示理由には根拠がなく、一部不開示とした処分は違法・不当と言わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金審査結果（令和3、4年度）」及び「福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金審査結果（令和3、4年度）」である。

2 不開示理由について

(1) 本請求文書は、法人その他の団体に関する情報であり、かつ、採択結果の範囲をあらかじめ明確にして募集したものではないことから、公にすることにより、団体に対するイメージが損なわれる可能性や金額の大小等による団体間の軋轢を生む可能性、間接的に団体の財政状況、業務遂行能力の有無等が判明し、当該団体の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号本文に該当することから、一部開示とした。

(2) 本件補助事業においては、NPO法人だけでなく、公益法人や法人格のない任意団体が実施する事業も応募できるものとなっており、とりわけ任意団体にあたっては、代表者個人の収入等財務状況、税申告状況等を勘案して審査しており、当人の関知しないところで社会的信用性に影響を与える情報が第三者によって公にされるおそれがある。

(3) 民間団体からの応募後、審査を経て採択した事業については、あくまでこの後提出される補助金交付申請の上限額を示すものであり、いわば内示額の性格である。実際、県が示した補助申請上限額を下回って交付申請される事業や上限額と同額で交付申請がなされ同額で交付決定した事業であっても、成果確認等において当該補助申請上限額に満たない事業もあり、県が民間団体に交付することとなる実際の補助金の額と乖離するケースが少なくないことから、誤解や混乱を招くおそれのある当該補助申請上限額を非開示としたものである。

(4) また、令和3年度以降、各団体について補助金の用途等について検査したところ、適正でない用途をしている団体が散見された。そのような団体に指導をして、結果として補助対象外となるケースが見られるようになった。

避難者支援の団体は大小様々で個人で行っている所もあり、団体同士はある程度つながりがあるため、補助金額の減額等が明らかになり周りに知れ渡ると、減額等の対象となった団体について不適切な事案があったのではないかという疑念が

広まってしまうかねない状況があり、それは当該団体の不利益となり、事業の実施にも支障が出るおそれ大きいものである。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は対象公文書を特定しており、本件審査請求は対象公文書の一部を特定してなされていることから、対象公文書について審査請求人と実施機関との間に争いはないと認められ、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 審査請求の対象について

審査請求人は、対象公文書について審査請求していると認められることから、当審査会は本件不開示部分の不開示情報該当性について判断する。

3 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第3号に該当することを理由に本件不開示部分を不開示としているが、審査請求人はその全部の開示を求めているため、本件不開示部分について不開示情報該当性を検討することとする。

4 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨及び規定について

条例第7条第3号は本文で、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報とする旨、規定している。

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

ただし、「正当な利益を害するおそれ」とは単なる可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を指し、具体的な危険が生じるおそれを指すも

のと解する。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

ア 採択事業別の金額が分かる部分について

この点、実施機関は、「第4 2」において当該部分を開示することにより、団体間の軋轢を生じるおそれ、団体の財政状況・業務遂行能力が判明するおそれ、団体代表者の社会的信用性が損なわれるおそれ、事業について誤解や混乱を招くおそれ、団体に不適切な事業執行があったのではないかという疑念が広まるおそれがあるとしている。

しかし、当審査会が実施機関から聴き取りをしたところ、ホームページで採択事業別の金額が分かる部分を公開していた令和2年度までに、実際にそのような不利益が生じた事例はなく、実施機関の主張するおそれは依然抽象的なものにとどまる。

また、実施機関は、上限額は補助金交付申請の上限額であり、実際の交付金額とは異なることから、それを開示することにより誤解や混乱を招くおそれがあるとしている。

しかし、上限額は実施機関側が提示する公共性の高いものであり、開示したときの団体への影響はなく、開示することにより誤解や混乱を招くおそれは認められない。

さらに、実施機関は、令和2年度までは採択事業別の金額が分かる部分についてホームページで公開しており、それを不開示とすべき特段の事情も認められない。

よって、採択事業別の金額が分かる部分については条例第7条第3号に該当せず、開示すべきである。

イ 不採択事業に係る部分について

(ア) 所在地及び上限額について

この点についても、実施機関はアと同様の「おそれ」が存在すると主張する。しかし、所在地を開示したところで団体の特定につながるおそれは認められない。

また不採択事業であることから、上限額については一律に「0」ないし斜線とされており、これらについても開示したところで団体の特定につながるおそれはない。

以上のことから、所在地及び上限額については開示すべきである。

(イ) 事業者名及び事業名について

この点についても、実施機関はアと同様の「おそれ」が存在すると主張する。

この点について、実施機関は令和2年度までにおいても不採択事業に係る部分についてホームページで公開していない。

また、「第4 2(4)」の実施機関の説明のとおり、不採択事業について開示してしまうと、不採択となった団体が何か不適切な事業執行をしたのではないかという疑念が生じる余地があると認められることから、当該団体の権利利益を害するおそれがあると認められる。そして、事業者名及び事

業名について公開すべき特段の公益上の要請も認めがたい。

よって、事業者名及び事業名については条例第7条第3号に該当し、不開示とすべきである。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問及び審議も迅速な手続きが求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の当否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 6月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 5年 7月10日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を収受
令和 6年 6月20日 (第338回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 7月18日 (第339回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 6年 8月 1日 (第340回審査会)	・審議
令和 6年 8月28日 (第341回審査会)	・審査請求人からの書面による意見陳述 ・審議
令和 6年 9月11日 (第342回審査会)	・審議
令和 6年10月 3日 (第343回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者